

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団
文化芸術活動支援助成事業
(文化芸術の持つ可能性拡大に向けた取り組み)

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団では、市民の皆さんの自主的な文化芸術活動を支援し、かつ文化芸術の持つ可能性の拡大を促進するため、助成金交付事業を行っています。

【助成の対象となるジャンル】

文学や音楽、美術、演劇、舞踊などの「芸術」のほか、メディア芸術、伝統芸能、生活文化、歴史文化などを含む、幅広い分野。

【助成の対象となる事業】

新潟市内の文化芸術の創造、または文化水準の向上を図るための事業であり、かつ文化芸術の持つ可能性の拡大に向けた事業。以下のいずれかの目的、成果（効果）に資する事業など。あわせて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への関心を高め、文化を通じた機運醸成に資する事業が望ましい。

- 文化芸術の新たな観客層の拡大（無関心層への普及啓発、観客開発など）
- 地域における共生社会の実現（高齢者、障がい者、子ども等の社会参画の促進、多文化共生、新旧住民の交流など）
- まちづくり（中心市街地の活性化、空地・空き家・空き店舗利用、農漁村集落の活性化等）
- 地域経済の活性化（新産業の創出、観光、商業振興など）
- その他、地域社会の課題の解決をめざすもの

【助成の対象としない事業】

- 特定の政党や宗教に関するもの
- 営利を目的とするなど産業的色彩の濃いもの
- 文化祭、部活動など学校行事に類するもの
- 学術的な会合や学会に類するもの
- 国及び地方公共団体並びに民間団体から補助金等の援助を受けている、または申請しているもの
- 慈善を目的とするもの

【申請者の資格】

以下の全ての資格を満たしていることが必要です。なお、申請の要件に適合しないと判断された場合は、審査の対象とならない場合もあります。

- 新潟市内に在住する個人、または代表者が新潟市内に在住し、かつ構成員が主に新潟市民の団体であって本拠地が新潟市内にあること。
- 助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な財務的処理能力を有していること。
- 助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- 市税を滞納していない者であること。
- 事業関係者に暴力団関係者を有していないこと。

【助成対象経費及び助成金の額並びに助成回数】

(助成対象経費)

会場費、舞台等制作費、印刷費、広報宣伝費、通信費、運搬費、旅費交通費、諸謝金、記録費、使用料・手数料、消耗品費など

(助成金の額・助成回数)

対象となる経費の3分の2以内とし、1事業につき上限額50万円、下限額5万円とします。5千円単位（端数切捨）で決定します。

なお、助成回数は3回を限度（同一年度は1回）とし、2年目が2分の1以内、3年目が3分の1以内とします。

※交付決定日以降に支払う経費が助成対象となります。

【申請書の配布】

申請書は、アーツカウンシル新潟で配布するほか、ホームページにも掲載します。詳しい配布開始日については、アーツカウンシル新潟へお問い合わせください。

【助成事業の実績報告】

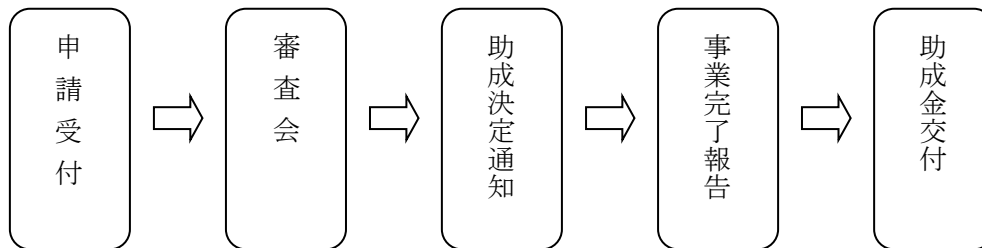
助成事業が完了したときは、助成事業完了報告書に領収書の写し等必要な書類を添えて、助成事業完了の日から30日以内に提出するものとします。

【審査の評価項目】

審査の評価項目は以下の5項目です。 送迎

評価項目	審査基準	配点
公共性	・公の利益が見込めるか。 ・より多くの市民に開かれたものになっているか。	20
問題提起力	・社会課題等の問題を提起しているか。 ・これまでにない先進的な取り組みとなっているか。	20
計画性	・事業計画、またはスケジュール等が具体的に計画されているか。 ・収支予算は適切か。	20
集客力	・市民への周知は十分で、多くの参加者が見込めるか。 ・新たな観客層の拡大が見込めるか。	20
事務執行能力	・適切に申請書・報告書を作成するなど、事務作業を遂行することができるか。 ・経理事務を適切に遂行することができるか。	20
合 計		100

【手続きの流れ】



区分	事業実施予定日	受付期間
上期	4月1日～9月30日	2月1日～2月15日
下期	10月1日～3月31日	8月1日～8月15日

申請書は直接、アーツカウンシル新潟へ持参してください。職員が聞き取りを行って受付いたします。詳細については、アーツカウンシル新潟へお問い合わせください。

アーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団内）

〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目613番地69 新潟市開発公社会館3F

e-mail : artscouncil@niigata.email.ne.jp

TEL : 025-234-4530 FAX : 025-234-4521 （受付時間：平日 午前9時～午後5時15分）